

今日の診療 病院フルアクセスプラン利用規約

第 1 条 (本規約の適用)

- 「今日の診療 病院フルアクセスプラン」利用規約 (以下「本規約」といいます) は、株式会社医学書院 (以下「医学書院」といいます) がインターネット及び LAN (Local Area Network) 上で提供する「今日の診療 病院フルアクセスプラン」(以下「本サービス」といいます) の利用に係るすべての事項に適用されます。
- 本サービスの内容及び本規約の内容の一部または全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

第 2 条 (定義)

- 「契約病院」とは、医学書院との間で利用契約 (第 4 条 1 項に定義されます) が成立した施設をいいます。
- 「利用者」とは、契約病院に所属する職員・従業員などの構成員で本サービスを利用する者をいいます。
- 「コンテンツデータ」とは、本サービスを通じて利用者に提供されるデータをいいます。なお、コンテンツデータの内容は、該当する収録書籍の内容と完全に一致するものではありません。
- 「WEB 用コンテンツデータ」とは、コンテンツデータのうち医学書院の Web サーバーからインターネットを通じて利用者に提供されるデータをいいます。
- 「LAN 用コンテンツデータ」とは、コンテンツデータのうち契約病院内の LAN 用に提供されるデータをいいます。なお LAN 用コンテンツデータは、医学書院より契約病院に提供されます。
- 「リモートアクセス特約」とは、本サービスにおいて契約病院の施設外からの利用に関して定める特約をいいます。

第 3 条 (本サービスの内容)

- 本サービスは、医学書院が契約病院に対し、本規約において定める諸事項を契約病院が遵守することを条件として、コンテンツデータの閲覧サービスをインターネット及び LAN を経由して提供するものです。
- コンテンツデータは医学書院が保有・管理しているものであり、利用者はコンテンツデータのデータベースにアクセスすることにより閲覧サービスを受けることができます。
- コンテンツデータは、契約病院に通知することなく必要に応じて更新されます。WEB 用コンテンツデータは更新を自動的に反映します。LAN 用コンテンツデータは、更新後速やかに医学書院より契約病院に提供されます。

第 4 条 (利用手続)

- 本サービスの提供を受けようとする病院は、本規約の内容に同意した上で、所定の利用申込書を提出して本サービスの利用を申込むものとし、医学書院が本サービスの利用を承認したときに、本サービスの利用契約が成立したものとします。
- 契約病院は、医学書院に提出した前項の利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
- 契約病院は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
- 医学書院は、契約病院が提出した利用申込書の記載内容について疑義がある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約病院に求めることができるものとし、契約病院はこれに応じなければならないものとします。
- 契約病院は、本サービスを利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等インターネットあるいは LAN に接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
- 本サービスの契約期間は、1 年単位とし、具体的な契約内容は契約病院向けに別途発行するライセンス証書に記載します。
- 契約病院は、利用期間の終了後、本サービスの全てが受けられなくなります。ただし、契約期間終了前までに、所定の手続きにより契約更新を申し出た場合は、新たに契約期間を 1 年延長し、契約病院向けに新たな契約内容でライセンス証書を発行します。

第 5 条 (利用許諾)

- 医学書院は契約病院に対し、契約病院が管理するコンピュータネットワークにおいて、利用者が本サービスを利用することを許諾するものとします。
- 前項のネットワーク及び利用者は、医学書院に届け出た IP アドレス、または医学書院が発行する認証用 ID、機器認証キーなどの認証システムによって識別されます。
- 前項によって付与された認証用 ID、パスワード、機器認証キーは、その契約期間が終了した時点で自動的に失効します。
- 契約病院は、利用者に本サービスを利用させるにあたって、本規約を遵守させる責任を持つものとします。
- 利用者は、本サービス及びコンテンツデータを第三者に公開したり、使用させたりすることはできません。
- 本サービスの利用場所は、契約病院の施設内に限られます。ただし、別途所定の手続によりリモートアクセス特約を締結したときは、利用者は契約病院の施設外から本サービスを利用することができます。
- 本サービスを本条第 1 項以外の方法で利用される場合は別契約となります。
- 本サービスの一部または全部を医学書院の指定する方法以外で他のテキストやプログラムと組み合わせることはできません。

第 6 条 (ID・パスワード・機器認証キーの発行と管理)

- 医学書院は契約法人に対し、契約病院固有の管理用 ID とパスワード、及び必要に応じ認証用 ID とパスワードを発行します。
- 医学書院は契約病院に対し、LAN を通じて本サービスを利用するために必要な機器認証キーを発行します。
- 契約病院は、管理用及び認証用 ID とパスワード、ならびに機器認証キーの管理及び使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用された場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

第 7 条 (利用料)

- 契約病院は、本サービスの利用料として、別途医学書院が定める料金 (消費税相当額を含む) を、請求書発行後 2 か月以内に支払うこととします。
- 第 15 条 1 項の場合を除き、契約期間内に途中解約した場合であっても、支払済の利用料の一部または全部の払い戻しは一切致しません。

第 8 条 (著作権等の権利の帰属)

- 本サービスで提供されるコンテンツデータの著作権は、医学書院、あるいは個々の著作権者が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
- 本サービスの利用によって、契約病院あるいは利用者に、閲覧したコンテンツデータの所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

第 9 条 (複製等)

- 利用者は、コンテンツデータをプリントアウトして使用することができます。
- 利用者は、コンテンツデータ及び前項のプリントアウト、あるいはその複製物を、契約病院の施設

外の第三者に対し、開示、譲渡、貸与、上映、公衆送信等することはできません。ただし、当該コンテンツデータをプリントアウトしたものと及びその紙媒体の複製物は、医学書院が管理委託している複写管理団体である出版者著作権管理機構 (以下「JCOPY」といいます) から別途許諾を得た場合に限り、複写あるいは第三者に譲渡、ファクシミリ送信することができます。

第 10 条 (免責事項)

- 医学書院は、本サービスの内容、及び契約病院が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
- 医学書院は、本サービスの提供、遅延、変更、中止または本サービスにより得た情報、その他本サービスに関連して契約病院または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。ただし、契約病院に生じた直接・間接の損害の原因が本サービス由来の瑕疵によるものと判断される場合に限り、医学書院は本サービスの料金相当額を限度とした金銭補償をします。

第 11 条 (サポート)

- 医学書院は、利用者が本サービスを日本国内で使用している場合に限り、本サービスに関するサポートを行います。
- 契約病院が本サービスを利用する上で発生した疑問やトラブルは、医学書院のユーザーサポート窓口に対応します。
 - 医学書院が LAN 用コンテンツデータに関する誤りに対し修正したプログラムを発表した場合には、医学書院は契約病院にその旨通知します。
 - LAN 用コンテンツデータが運用上支障をきたす場合、医学書院は本データの修理または交換をします。ただし、当該故障の原因が契約病院側にある場合の修理作業は有償となります。

第 12 条 (禁止事項)

契約病院及び利用者は、本サービスの利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。万一次の各行為が行われた場合、医学書院は、第 15 条 1 項にかかわらず、本サービスの提供中止等の措置をとることがあります。

- 著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 本サービスのデータ、プログラム等を複製、保持、改ざん、解析、消去する行為
- 管理用及び認証用 ID、パスワード、機器認証キーを第三者に使用させる行為
- 契約病院が管理しない IP アドレスを申請する行為
- OpenProxy 経由などにより、契約病院の施設外から不正にアクセスできるようにする行為
- リモートアクセスなどにより第三者が契約病院の施設外から利用する行為
- リモートアクセス特約により利用許可を受けた利用者以外が、契約病院の施設外から利用する行為
- 本サービスから知り得た秘密情報に関して、第三者に開示、漏洩する行為
- コンテンツデータを故意に電子的に保存・保持する行為
- 有害なプログラム等を本サービスが提供するシステム内に侵入させる行為
- 本サービスの他の利用者または第三者に害を与える行為
- 本サービスに基づく一切の権利(本サービス及びコンテンツデータを含むがこれらに限られない)を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為
- 本サービス及びコンテンツデータを第三者に提供あるいは利用させる行為
- 本サービスの運営を妨げる行為またはそれらのおそれのある行為
- 本サービスが提供する操作方法以外で利用する行為
- 医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 上記各号のほか、法令、本規約または公序良俗に反する行為

第 13 条 (一時的な中断)

以下のいずれかの事由が生じた場合、医学書院は契約病院及び利用者事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することができます。なお、一時的な中断により本サービスの利用ができなかったとしても、契約病院に対し利用料の払い戻しは一切致しません。

- 本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
- 火災や停電、その他やむを得ない事由により本サービスが提供できなくなった場合
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスが提供できなくなった場合
- 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合
- その他、運用上または技術上、医学書院が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第 14 条 (解除)

契約病院または利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、第 15 条 1 項にかかわらず、医学書院は直ちに利用契約を解除し、本サービスの提供を中止することができるものとします。なお、その場合、契約病院に対し利用料の払い戻しは一切いたしません。また、医学書院は必要に応じて契約病院に対して立ち入り調査を行う権利を有するものとします。

- 利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 利用料の支払を遅延し、または支払を拒否した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- 医学書院の業務の遂行上または技術上支障をきたす行為があった場合
- その他、医学書院が不適当と判断した場合

第 15 条 (本サービスの終了)

- 医学書院は、30 日前までに契約病院に通知することで、本サービスを中止し、すべての契約病院及びその利用者に対するサービスを終了できるものとします。この場合、医学書院は契約病院に対し、利用期間の残存期間に相当する利用料を返還するものとします。
- 契約病院が契約期間中に本サービスの利用を中止し利用契約を解除する場合は、10 日前までに医学書院に通知するものとします。

第 16 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 17 条 (管轄裁判所)

本サービスの利用に関する紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第 18 条 (問題解決)

本サービスの利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議し解決を図るものとします。

附則

第 1 条 本利用規約は、2020 年 10 月 1 日より実施します。

以上

株式会社 医学書院

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23

「今日の診療イントラネット」利用許諾契約書

第1条(適用)

- 「今日の診療 イントラネット」利用許諾契約(以下「本契約」といいます)は、株式会社医学書院(以下「医学書院」といいます)が提供する「今日の診療 イントラネット」(以下「本製品」といいます)の利用に係わるすべての事項に適用され、医学書院と契約法人(以下に定義されます)との間で締結されるものです。
- 本製品の内容及び本契約書の内容の一部又は全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

第2条(定義)

- 「契約法人」とは、医学書院との間で本契約を締結する法人(組織)をいいます。
- 「利用者」とは、契約法人に所属する職員・従業員、及び学生などその構成員で、本製品を利用する者をいいます。
- 「本データ」とは、医学書院が発行する書籍のコンテンツデータで本製品を通じて利用者に提供されるものをいいます。なお、本データは本製品に収録される該当書籍(冊子体)の内容と完全に一致するものではありません。

第3条(本製品の内容)

- 本製品は、医学書院が作成する医療従事者向けデータベース「今日の診療」を、契約法人のLAN(Local Area Network)システム上で利用できる形式で提供するものです。
- 前項のデータベースは医学書院が保有・管理しているものであり、利用者は契約法人が用意したLANシステムに本製品をインストールすることにより利用することができます。

第4条(利用手続)

- 本契約は、契約法人または利用者が本製品をインストールした時点で、医学書院と契約法人の間で成立するものとします。
- 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
- 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
- 医学書院は、契約法人が提出した利用申込書の記載内容について疑義のある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約法人に求めることができるものとし、契約法人はこれに応じなければならないものとします。
- 契約法人は、本製品を利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等LANシステムに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
- 本製品の利用期間は、契約法人が書面をもって契約終了を医学書院に通知し、医学書院がそれを承認するまで継続します。
- 契約法人は、利用期間の終了後、本製品の全てが利用できなくなります。

第5条(利用許諾)

- 医学書院は契約法人に対して、契約法人の同一敷地内のLANシステムにおいて、本製品の契約ライセンス数分を同時に利用することを許諾するものとします。医学書院の許諾なしに同時に複数のLANシステムにより利用することはできません。
- 本製品の利用は、利用者に限られます。なお、契約法人は、利用者に本製品を利用させるにあたって、本契約を遵守させる責任を持つものとします。
- 利用者は、本製品及び本データを第三者に公開したり、利用させたりすることはできません。
- 本製品を本条第1項以外の方法で利用される場合は別契約となります。また本製品の一部またはすべてを医学書院の指定する方法以外で他のテキストやプログラムと組み合わせて使用することはできません。

第6条(ハードウェアキーの発行と管理)

- 医学書院は契約法人に対し、本製品を起動させるために必要なハードウェアキーを発行します。
- 契約法人は、ハードウェアキーの管理及び使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用されたりした場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

第7条(利用料)

- 契約法人は、本製品の利用料として、別途医学書院または販売店が定める料金(消費税相当額を含む)を、所定の方法に従い前納一括払いでお支払いいただきます。
- 第12条によって解約となった場合であっても、消費税相当額を含め支払済の利用料の全部または一部の払い戻しは一切致しません。

第8条(著作権等の権利の帰属)

- 本製品及び本データの著作権は、医学書院あるいは本データ等ならびにプログラム等の個々の著作権者(またはその双方)が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
- 本製品および本データの利用によって、契約法人あるいは利用者に、閲覧した本データ等の所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

第9条(複製・複写等)

- 利用者は、契約法人の施設内で、本製品の機能を用いて本データをプリントアウトすることができます。
- 利用者は、本データおよび前項のプリントアウト、あるいはその複製物を、契約法人以外の第三者に対し、開示、譲渡、貸与、上映、公衆送信等することはでき

ません。ただし、医学書院が管理委託している複写管理団体である出版者著作権管理機構(以下、「JCOPY」といいます)から別途複写利用許諾を得た場合に限り、利用者は本データのプリントアウト及びその紙媒体への複製物を第三者に譲渡、ファクシミリ送信することができます。

第10条(免責事項)

- 医学書院は、本製品を運用した結果、契約法人に直接・間接の損害が生じた際は、その原因が本製品由来の瑕疵によると判断される場合に限り、本製品の交換、または本製品の代金相当額を限度とした金銭補償をします。ただし、その原因が本製品以外によると判断される場合には、医学書院は一切責任を負いません。
- 医学書院は、本データ的内容及び契約法人が本データを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
- 医学書院は、本製品及び本データに関連して契約法人または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。

第11条(禁止事項)

契約法人および利用者は、本製品の利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。

- 著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 本製品のプログラムのすべてあるいは一部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル等の手法をもって解析する行為
- 本製品のデータ・プログラム等を複製、保持、改ざん、消去する行為
- 契約法人が管理するハードウェアキーを第三者に使用させる行為
- リモートアクセスなどにより第三者が契約法人の施設外から利用する行為
- 本製品の他の利用者または第三者に害を与える行為
- 本製品から知り得た秘密情報に関して、第三者に開示、漏洩する行為
- 本製品に基づく一切の権利(本製品および本データを含むがこれらに限られない)を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為
- 本製品が提供する操作方法以外で利用する行為
- 医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 上記各号のほか、法令、本契約または公序良俗に反する行為

第12条(解除)

契約法人ならびに利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、医学書院は直ちに本契約を解除し、契約法人の本製品の利用を終了させることができるものとします。その場合、契約法人は自己費用負担により、本製品、その他の複製物、マニュアル等の関連資料を速やかに医学書院に返還するものとします。

- 利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 利用料の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合
- 本契約のいずれかに違反した場合
- 医学書院の業務の遂行上または技術上支障をきたす行為があった場合
- その他、医学書院が不適当と判断した場合

第13条(製品の保証)

本製品が購入時に作動しない場合、あるいは契約法人が梱包内容に物理的な障害を発見した場合には、購入日から30日以内に限り製品の交換を要求することができます。

第14条(ユーザーサポート)

医学書院は、本製品を販売終了した翌年の12月31日までの期間において、以下のようなサービスを提供します。

- 医学書院が本製品に関する誤りに対し修正したプログラムを発表した場合には、医学書院は契約法人にその旨通知します。
- 本製品が運用上支障をきたす場合、医学書院は本製品の修理または交換をします。ただし、当該故障の原因が契約法人側にある場合の修理作業は有償となります。
- 本製品の内容が改訂された場合、契約法人は医学書院が別途定める料金を支払うことによって、本製品の改訂版を受け取り、利用することができます。
- 契約法人が本製品を利用する上で発生した疑問やトラブルは、医学書院のユーザーサポート窓口(ユーザーズガイド参照)が対応します。

第15条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

上記に定めた以外の事項については、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等に従うものとします。

第16条(管轄裁判所)

本製品の利用に関する紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第17条(問題解決)

本製品の利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議するものとします。

附則

第1条 本利用規約は、2012年8月31日より実施する。

以上

今日の診療 WEB 法人サービス利用規約

第1条(本規約の適用)

- 今日の診療 WEB 法人サービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社医学書院(以下「医学書院」といいます)がインターネット上で提供する今日の診療 WEB 法人サービス(以下「本サービス」といいます)の法人利用に係わるすべての事項に適用されます。
- 本サービスの内容及び本規約の内容の一部又は全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

第2条(定義)

- 「契約法人」とは、医学書院との間で利用契約(以下に定義されます)を締結する法人(組織)をいいます。
- 「利用契約」とは、医学書院と契約法人の間で締結される、本サービスにかかわる契約をいいます。
- 「利用者」とは、契約法人に所属する職員・従業員、及び学生などその構成員で、本サービスを利用する者をいいます。
- 「本データ」とは、本サービスを通じて利用者に提供されるものをいいます。なお、本データは本サービスの収録書籍(冊子体)の内容と完全に一致するものではありません。
- 「リモートアクセス特約」とは、利用契約においてリモートアクセスに関して定める特約をいいます。

第3条(本サービスの内容)

- 本サービスは、医学書院が作成する医療従事者向けデータベース「今日の診療」を、医学書院がインターネットを経由してWeb形式で提供するものです。
- 前項のデータベースは医学書院が保有・管理しているものであり、利用者は前項のデータベースにアクセスすることにより本サービスを受けることができます。

第4条(利用手続き)

- 契約法人は、本規約の内容に同意した上で、所定の利用申込書を提出して本サービスの利用を申し込みます。医学書院が本サービスの利用を承認した時点で、契約法人と医学書院の間で利用契約を締結したものとし、医学書院は契約法人にライセンス証書を発行します。
- 契約法人は、医学書院に提出した前項の申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
- 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
- 契約法人は、本サービス及びリモートアクセスを利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等インターネットに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
- 利用契約の期間は1年単位とし、具体的な契約内容は契約法人向けに別途発行するライセンス証書に記載します。
- 契約法人は、利用期間の終了後、本サービスのすべてが受けられなくなります。契約終了前までに、所定の手続きにより契約更新を申し出た場合は、新たに契約期間を1年延長し、契約法人向けに新たな契約内容でライセンス証書を発行します。

第5条(利用許諾)

- 医学書院は契約法人に対し、契約法人が管理するネットワークにおいて本サービスを利用することを許諾するものとします。
- 前項のネットワークは、医学書院に届け出たIPアドレスによって識別されます。なお、識別の際にID、パスワードを併用する必要がある場合は、医学書院から別途認識用ID、パスワードを発行します。
- 本サービスの利用は、利用者に限られます。また、本サービスをネットワーク上で同時に利用できる数は、ライセンス証書に記載された同時ログイン数の範囲内に限られます。なお、契約法人は、利用者に本サービスを利用させるにあたって、本規約を遵守させる責任を持つものとします。
- 利用者は、医学書院の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービス及び本データを第三者に公開したり、使用させたりすることはできません。
- 本サービスの利用場所は、ライセンス証書に記載された契約法人の施設内に限られます。ただし、別途所定の手続きによりリモートアクセス特約を締結したときは、利用契約書に記載された契約法人の施設外から本サービスを利用することができます。なお、リモートアクセス特約により契約法人の施設外から本サービスを利用できる者は、当該契約法人に所属する常勤の職員・従業員、および学生に限られます。

第6条(管理用ID・パスワードの発行と管理)

- 医学書院は契約法人に対し、契約法人固有の管理用IDとパスワードを発行します。
- 契約法人は、管理用IDとパスワードの管理及び使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用された場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

第7条(利用料)

- 契約法人は、本サービスの利用料として、別途医学書院が定める料金(消費税相当額を含む)を、所定の方法に従い前納一括払いでお支払いいただきます。
- 第14条第1項の場合を除き、利用期間内に途中解約した場合であっても、消費税相当額を含め支払済の利用料の全部または一部の払い戻しは一切致しません。

第8条(著作権等の権利の帰属)

- 本データの著作権は、医学書院あるいは個々の著作権者が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
- 利用者は、医学書院の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本データを本規約で認められた範囲外で使用することはできません。
- 本サービスの利用によって、契約法人あるいは利用者に、閲覧した本データの所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

第9条(複製等)

- 利用者は、本データを契約法人の施設内でプリントアウトして使用することができます。
- 利用者は、本データをプリントアウトしたものとおよびその紙媒体への複製物を複写することはできません。
- 利用者は、本データおよび前項のプリントアウト、あるいはその複製物を、契約法人以外の第三者に対し、開示、譲渡、貸与、公衆送信等することはできません。ただし、医学書院が管理委託している複写管理団体から利用者が別途複写利用許諾を得た場合に限り、本データのプリントアウトおよびその紙媒体への複製物の当該複写許諾部数を第三者に開示、譲渡、貸与することができます。

第10条(免責事項)

- 医学書院は、本サービスの内容、及び契約法人が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
- 医学書院は、本サービスの提供、遅延、変更、中止または本サービスにより得た情報、その他本サービスに関連して契約法人または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。

第11条(禁止事項)

契約法人および利用者は、本サービスの利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。万一次の各行為が行なわれた場合、医学書院は、本規定第14条第1項にかかわらず、本サービスの提供中止等の措置をとることがあります。

- 著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 本サービスのデータ・プログラム等を改ざん、消去する行為
- 管理用及び認証用ID、パスワードを第三者に使用させる行為
- 契約法人が管理しないIPアドレスを申請する行為
- OpenProxy 経由などにより、契約法人外から不正アクセスできるようにする行為
- リモートアクセス特約などにより利用許可を受けた利用者以外が、契約法人の施設外から利用する行為
- 有害なプログラム等をシステム内に侵入させる行為
- 本サービスの他の利用者または第三者に害を与える行為
- 本サービスに基づく一切の権利(本サービスおよび本データを含むがこれらに限られない)を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与する行為、あるいは利用させる行為
- 本サービスの運営を妨げる行為またはそれらのおそれのある行為
- 本サービスが提供する操作方法以外で利用する行為
- 医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 上記各号のほか、法令、本規約または公序良俗に反する行為

第12条(一時的な中断)

以下のいずれかの事由が生じた場合、医学書院は契約法人に事前通知することなく、一時的に本サービスを中断することができます。なお、一時的な中断により本サービスの利用ができない場合でも、契約法人に対して利用料の払い戻しは一切致しません。

- 本サービス用設備等の保守を定期または緊急に行なう場合
- 火災や停電等、その他やむを得ない事由により本サービスが提供できなくなった場合
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスが提供できなくなった場合
- 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合
- その他、運用上または技術上、医学書院が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第13条(解除)

契約法人、利用部門または利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、本規定第14条第1項にかかわらず、医学書院は直ちに利用契約を解除し、本サービスを中止することができるものとします。

- 利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 利用料の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- 医学書院の業務の遂行上または技術上支障起こる行為をした場合
- その他、医学書院が不相当と判断した場合

第14条(本サービスの中止)

- 医学書院は、30日前までに契約法人に通知することで、本サービスを中止し、すべての契約法人及びその利用者に対するサービスを終了できるものとします。この場合、医学書院は契約法人に対し、利用期間の残存期間に相当する利用料を返還するものとします。
- 契約法人が契約期間中に本サービスの利用を中止し利用契約を解除する場合は、10日前までに医学書院に通知するものとします。

第15条(準拠法)

本規定の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条(管轄裁判所)

本サービスの利用に関する紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第17条(問題解決)

本サービスの利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議するものとします。

附則

第1条 本利用規約は、2009年9月1日より実施する。

以上